二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

3・4　（略）

（住所変更の届出）

第三十八条　老齢厚生年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び変更後の住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

2・3　（略）

（払渡希望金融機関等の変更の届出）

第三十九条　老齢厚生年金の受給権者は、払渡希望金融機関又は払渡希望金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号

ロ　（略）

2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の名義及び口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3　（略）

（証書再交付の申請）

第四十条　老齢厚生年金の受給権者は、老齢厚生年金の年金証書を滅失し、若しくは毀損したとき又は老齢厚生年金の年金証書に記載された氏名に変更があるときは、老齢厚生年金の年金証書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　老齢厚生年金の受給権者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名（老齢厚生年金の年金証書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更前及び変更後の氏名）、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

三　老齢厚生年金の年金証書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

3　前項の申請書（老齢厚生年金の年金証書を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、老齢厚生年金の年金証書を添えなければならない。

二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

3・4　（略）

（住所変更の届出）

第三十八条　老齢厚生年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その住所を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日

一の二　基礎年金番号

二　（略）

2・3　（略）

（払渡希望金融機関の変更の届出）

第三十九条　老齢厚生年金の受給権者は、払渡希望金融機関を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二　（略）

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ　（略）

2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3　（略）

（証書再交付の申請）

第四十条　老齢厚生年金の受給権者は、老齢厚生年金の年金証書を滅失し、又はき損したときは、老齢厚生年金の年金証書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　老齢厚生年金の受給権者は、前項の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二　（略）

三　滅失又はき損の事由

3　老齢厚生年金の年金証書がき損したことにより前項の申請書を提出するときは、これにその老齢厚生年金の年金証書を添えなければならない。